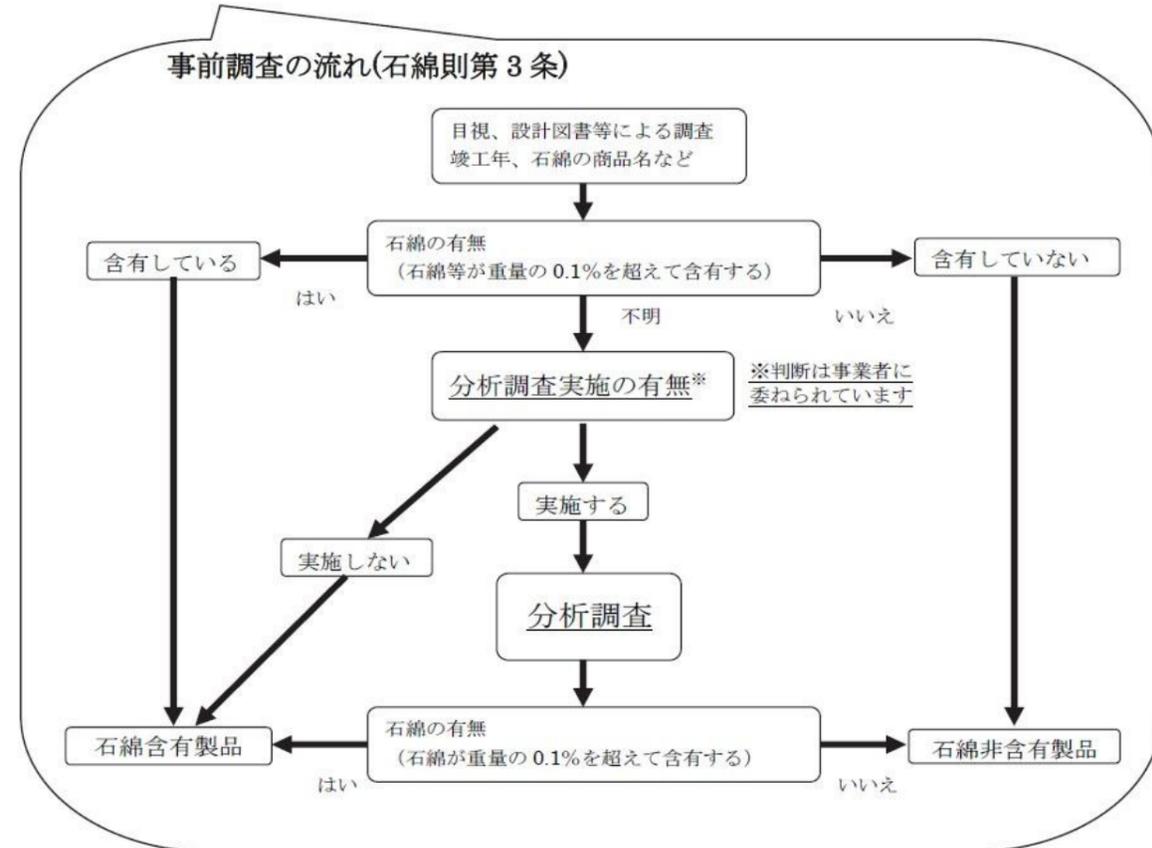


石綿障害予防規則における事前調査

1. 根拠条文



(事前調査)

第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

3 事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 第一項の調査（前項の調査を行った場合にあっては、前二項の調査。次号において同じ。）を終了した年月日

二 第一項の調査の方法及び結果の概要

2. 建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（労働安全衛生法第28条第1項）

この指針は、建築物等の解体等の作業を行う労働者への石綿のばく露による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則に規定する事前調査及び石綿含有建材等の除去等の作業における措置等に関する留意事項について規定したものである。

1. 発注者からの石綿等の使用状況の通知

発注者は、設計図書、過去の調査記録等石綿等の使用状況等に係る情報を請負人に通知する。

2. 目視、設計図書等による調査

- (1) 石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行う。
- (2) 事前調査は建築物等の建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるよう行う。
- (3) 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿等の使用の有無等を確認する際、国やメーカーが提供する各種情報を活用する。

3. 分析による調査

- (1) 石綿含有の分析は、十分な経験及び必要な能力を有する者が行う。
- (2) 吹付け材については、石綿含有の有無（0.1%超）を判断するだけでなく、石綿の含有率も分析し、ばく露防止措置を講ずる際の参考とすることが望ましい。
- (3) 補修、増改築がなされている場合や複数回の吹付けが疑われるときは、吹き付けられた場所ごとに試料を採取して、石綿含有の有無を判断する。試料は、表面にとどまらず下地近くまで採取する。
- (4) 分析方法は、JIS A 1481 又はこれと同等以上の精度を有する分析方法を用いる。

4. 調査結果の記録及び掲示

(1) 調査結果は、次のアからクまでの項目について記録する。調査結果には、写真や図面を添付することで、調査した箇所が明らかになるよう記録することが望ましい。

- ア 事業場の名称
- イ 建築物等の種別
- ウ 発注者からの通知の有無
- エ 調査方法及び調査箇所
- オ 調査結果（分析結果含む）
- カ 調査者氏名及び所属
- キ 調査終了年月日
- ク その他必要な事項

(2) 調査結果の記録のうち、(1) イ、ウ以外について、作業場に掲示する。掲示に当たっては、労働者のみならず周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示する。

(3) (1) の調査結果の記録については、原本又は写しを作業場に備え付ける。

(4) 石綿等が使用されていなかった場合でも、結果を記録し、掲示し、備え付ける。

(5) 調査結果の記録を40年間保存する。